

令和5年第4回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月10日(月) 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員

1番	水野 一男	2番	檜山 眞弓	3番	青山 政弘
4番	飯田 士朗	5番	大曾根 栄	6番	鈴木 久夫
7番	助川 操	8番	福田 和一	9番	宮田 幸男
10番	石崎 甲一	11番	佐川 茂	12番	峯島 勝則
13番	内田 和幸	14番	海野 浩行	15番	綿引 桂太
16番	大森 龍一	17番	會澤 留美	18番	鈴木 洋
19番	根本 衛				

- 5 欠席委員

なし

- 6 議事録署名人 14番 海野 浩行 委員
15番 綿引 桂太 委員

議長 ただ今より、令和5年第4回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 14番 海野 浩行 委員
15番 綿引 桂太 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第6号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、職員の任免についてです。
事務局の説明を求めます。

(議案第1号の説明・異動者の紹介)

議長 ただいま説明のありました議案第1号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、承認することに決定いたします。

(転出者、転入者挨拶)

議 長 議案第2号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第2号の説明)

以上7件につきましては、農地法3条2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 事務局より説明のありました7件について、議席番号17番 會澤留美委員が、自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、まず退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ退席委員該当案件につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、許可と決定いたします。

(退席委員着席)

議 長 続きまして、ほかの案件についてご意見をお伺いします。

6 番 諮問番号2番ですが、譲受け者が所有しているトラクターが大きいんですが、道路幅はどのくらいですか。

事務局 現地確認したところ確かに狭くは感じたんですが、額田保育所のほうからであれば通作は可能かと思われまます。公図上は1.8mは確保されていると思います。

4 番 諮問番号3番の譲受人の耕作面積は3942aですが、これだけ耕作しているということですね。

事務局 譲受人は認定農業者としてやられている方です。

議 長 外になれば、その他の案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第2号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第3号の説明)

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見がありましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第3号につきましては、許可することに決定いたします。

議 長 議案第4号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

(議案第4号の説明)

諮問番号5番については、開発指導室より社会福祉法人としての資料が整わないため持ち越しの依頼がありましたので、翌月以降の総会にかけることになりました。

議 長 ただ今、説明のありましたように、5番については持ち越しとなりますので4件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ議案第4号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第4号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第5号は相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。
事務局より説明を求めます。

(議案第5号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

4 番 猶予の条件とはどういうものですか。

事務局 耕作しているのが条件です。現地を確認したところ苗木の栽培がされておりますし、ヒアリングをした結果以前より営農されているということです。

6 番 この地区は市街化区域ですか。

事務局 市街化区域と調整区域に分かれております。市街化区域ですと納税猶予

のメリットは大きいと思います。

6 番 相続税のおおよその数字はわかりますか。

事務局 数字は農業委員会では把握しておりません。

議 長 外になれば、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第5号につきましては、証明することに決定いたします。

議 長 議案第6号は農地法第5条の規定による事業計画変更申請にかかる承認についてです。

事務局より説明を求めます。

(議案第6号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第5号につきましては、承認することに決定いたします。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、7件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、7件ありました。

報告第4号 制限除外の農地の移動届について、2件ありました。

報告第5号 非農地証明について、1件ありました。

非農地証明について、事務局から説明があります。

（ 非農地証明について説明 ）

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時27分